

国保・後期高齢者医療からのお知らせ

【問い合わせ先】

保健課保険医療係 (☎64-1819)

☎日生 市民窓口課 (☎72-1102)

☎吉永 市民窓口課 (☎84-2512)

こんなとき には 届け出を

国民健康保険・
後期高齢者医療
加入者

交通事故など第三者の行為によってケガをした場合、加害者が一部負担または全額を負担するのが原則です。もし保険を使っているときは、一時立て替えの形で保険給付しますが、後で国民健康保険や後期高齢者医療の制度により加害者に請求します。示談をする前に担当窓口へ相談してください。

◆持参するもの

保険証、印鑑、事故証明書

長寿医療制度 (後期高齢者医療制度)

高齢者の医療費負担を軽くして、安心して医療を受けられるようにするための制度です。

対象となる人は、75歳 (*一定の障害のある人は65歳) 以上の人で、医療機関などにかかるときは、自己負担額1割 (所得によっては3割) で診療を受けることができます。

医療費は、みなさんが医療機関の窓口で支払う一部負担金のほかに、みなさんに納めていただいた保険料、国民健康保険や社会保険などが負担する後期高齢者支援金、国や県、市からの負担金など、いろいろな人たちの協力によってまかなわれています。

みなさんが今後も安心して医療を受けることができるよう、医療機関にかかるときには次のことに注意しましょう。

医療費を大切に使うためにできること

1. 同じ病気で複数の医療機関にかかることはやめましょう。
2. 時間外・休日受診は、なるべく避けましょう。
3. 薬は適切な用量・用法を守って服用しましょう。
4. かかりつけ医を持ちましょう。
5. 定期的に健康診断を受け、病気の早期発見・早期治療を心掛けましょう。
6. 保険証を忘れず持参しましょう。



*一定の障害とは、『身体障害者手帳1～3級の人、4級の音声・言語機能障害・下肢障害の1号、3号または4号の人、療育手帳Aの人、精神障害者保健福祉手帳1～2級の人、障害年金1～2級受給の人』などが対象になります。

平成20年4月制度開始以降 改正された主な内容

後期高齢者医療保険料と国民健康保険税 (65歳以上75歳未満のみの国保世帯) における、納付方法の変更

次の要件にあてはまる人は、市へ届出する事により、届出日より3か月以降の年金からの天引き (特別徴収) をやめ、口座振替での支払ができるようになりました。

後期高齢者医療被保険者 …… これまで、国保税を滞納することなく納めていただいた世帯主の人で、本人の口座振替により、納付する場合。

被保険者本人の年金収入が180万円未満の人で、世帯主または配偶者の口座振替により、納付する場合。

国民健康保険被保険者 …… これまで、国保税を滞納することなく納めていただいている人で、口座振替により納めていただける場合。

低所得の人への後期高齢者医療保険料軽減

平成20年度は、均等割7割軽減 (年額13,000円) が8.5割軽減 (年額6,300円) へ、所得割基準所得額58万円以下の人、所得割を5割軽減 (半額) となります。

平成21年度以降は、均等割7割軽減世帯のうち、後期高齢者医療被保険者の全員が年金収入80万円以下でその他の所得がない場合は、保険料を9割軽減 (年額4,300円) とし、所得割、所得割基準所得額58万円以下の人について、所得段階による軽減率を定め、保険料負担の軽減を図る予定です。

～特定健診の結果通知について～

特定健診・健康診査の結果通知が遅れていることにつきましてお詫びいたします。9月から順次送付していますので、ご理解いただきますようお願いいたします。